

○ 稲川土地改良区維持管理世話人委員会処務規程

〔昭和 58 年 12 月 10 日〕
制 定

改正 昭和 60 年 3 月 5 日 平成 22 年 4 月 1 日
平成 27 年 3 月 11 日

第1条 維持管理世話人委員

会（以下「委員会」という。）の職務は、他に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、世話人委員 44 人をもって組織し、各世話人会毎の地域ブロック会の推薦により理事会において選任する。その定数は次のとおりとする。

世話人委員会	定数	地域ブロック会
1	8	・西重堰・平石堰・新処堰
2	13	・五ヶ村堰・三ヶ村堰 ・鍛冶屋布新城共同施工ポンプ管理組合
3	7	・与惣右エ門堰・京政宮田ポンプ管理組合 ・若神子ポンプ管理組合
4	4	・東福寺ため池
5	12	・黒坂堰・大倉ポンプ管理組合 ・戸波本田堰・荻袋本田堰・明戸堰

2 委員会は、前項の世話人の中から委員長及び副委員長各 1 人を互選するものとする。

3 稲川土地改良区用排水調整委員会処務規程第 2 条第 4 項の規程による委員は、次の世話人委員の中から互選するものとする。

世話人委員会	1	2	3	4	5	計
委員	1	1	1	1	1	5
世話人	8	13	7	4	12	44

第3条 世話人委員の任期は 4 年とする。ただし、再選は妨げない。

2 世話人委員はその任期が満了しても後任の世話人委員が就任するまでの間は、なお、その職を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを招集する。ただし、委任された事項についての召集は、委員長が行う。

第5条 委員会は、この土地改良区の施設の維持管理、用排水計画並びに土地改良事業計画のうち、用排水調整委員会より維持管理計画書に基づきブロック会へ適切な管理指導を行い、また、委任を受けた事項について調査及び審議し用排水調

整委員会に報告するものとする。

第6条 委員会は、世話人委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席世話人委員の過半数によって決する。

3 委員長は記録を作成し、理事長に提出しなければならない。

第7条 世話人委員の費用弁償及び旅費の支給については、別に定めるものとする。

第8条 維持管理世話人委員には、予算の定めるところにより手当を支給することができる。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。